

災害時等の対応について

学校からの連絡に従うこと。

臨時休業になった日数分は、「出席しなければならない日数」より除く。

- 1 非常変災の場合
- 2 校長が出席しなくても構わないと判断した場合
- 3 気象庁より、基準時刻において、東京23区のいずれか1区にでも「「特別警報」「台風接近に伴う大雨警報」「暴風警報」「大雪警報」のいずれかが発表されている場合、学校からの授業変更連絡（自宅学習、オンライン学習等）に従うこと

基準時刻	警報が発表されている場合	警報が発表されていない場合
7：00	1～4時限 授業変更	1～4時限 通常授業
11：00	5～8時限 授業変更	5～8時限 通常授業
15：00	9～12時限 授業変更	9～12時限 通常授業

例えば、7：00に暴風警報が出ていて、9：00に解除された場合、1～4時限は授業変更となるが、5時限以降は通常授業となる

※登校時は、住んでいる地域の状況に応じて安全を第一に行動すること。

※Ⅲ部の給食は、15：00（給食開始時間が17：20や18：30の場合は14：00）の時点で上記のいずれかの警報が発表されている場合、中止とする。